

## 地下鉄駅における賑わい創出事業「サブウェイ・パフォーマー事業」募集要項

交通局では、地下鉄駅を若手芸術者の発表の場とすることにより、駅のにぎわい創出と、若手演奏者のさらなる活躍に資する、「サブウェイ・パフォーマー事業」を実施します。

このたび、本事業の実施に当たり、駅構内での演奏活動を行う個人又はグループを、次のとおり募集します。

### 1 募集内容

交通局が指定する地下鉄駅構内において、駅のにぎわい創出を目的とした音楽活動が無償で行っていただける個人又はグループを募集します。

なお、駅構内での音楽活動については、交通局が実施するオーディションに合格することが条件となり、合格者には演奏活動を許可（以下「演奏活動許可」といいます。）します。

### 2 応募資格

次の3点の条件に該当する方が対象です。個人・グループは問いません。

ただし、同一人が同時に複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループの一員となることはできません。

(1) 住所地又は活動拠点等が京都市内であること。

(2) 京都の音楽芸術の振興又は発信に資する活動（創作、発表等）を行っていること。

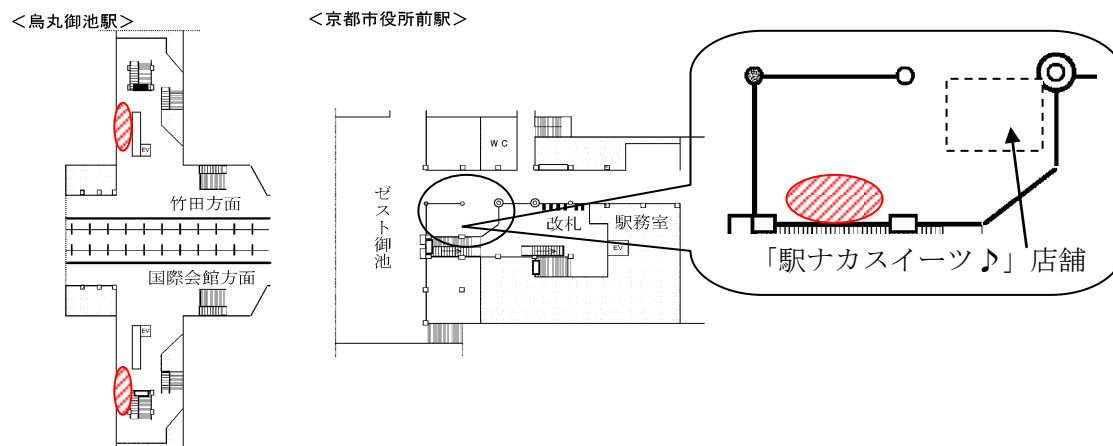
ただし、電源を必要とするエレキギター、マイク、アンプや、大音量の打楽器の使用は禁止します。

(3) ソロ又は2～3名程度のグループでの応募であること。

### 3 演奏活動箇所

地下鉄東西線烏丸御池駅 改札内通路（東西線と烏丸線の乗換口）

〃 東西線京都市役所前駅 改札外付近（改札口横広場）



#### 4 募集条件

- (1) 交通局が実施するオーディションに参加する必要があります。  
ただし、財団法人京都市芸術文化協会会員については、既に高い芸術性を有していることから、オーディションを免除し、書類審査のみとします。
- (2) 演奏活動期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。
- (3) 活動箇所の付近には、交通局が駅ナカビジネスの取組として、ワゴン店舗又は簡易型店舗を出店することがあります。
- (4) 演奏活動者は、活動に先立ち、事前に交通局担当窓口との協議を行ってください。
- (5) 演奏活動者には、演奏許可証（駅構内入場許可証を兼ねるもの）をお渡しします。
- (6) 演奏活動に係る出演料は無償とします。  
ただし、出演者が発行するCD等の物販を行う場合は、交通局に申請のうえ、承認を受けることとします。その際、構内使用料として売上げの10%を納付していただきます。
- (7) 演奏活動に使用する楽器の準備及び搬送等は、各自の責任で行っていただきます。  
なお、ピアノ等活動箇所への設置が困難と交通局が判断する場合は、応募できません。
- (8) 演奏活動時間は、原則として午前10時から午後10時までとします。  
なお、土曜日、日曜日及び祝日は、演奏活動者1件当たり最大2時間までとします。
- (9) 演奏時間については、別途交通局の指定する方法で、利用希望日の3箇月前から先着順で予約してください（演奏活動者のみが共用できるホームページ上の掲示板があります）。
- (10) 演奏活動に当たり、審査を通過した演奏活動者以外の方と共演する場合は、あらかじめ交通局に当該共演の概要を説明のうえ、承認を受けてください。
- (11) 来場者が多く見込まれる場合、整理要員の手配をお願いすることがありますので、事前に交通局と協議してください。
- (12) 今回の対象箇所はコンコース内（改札口付近の通路上）であるため、次の条件を遵守してください。
  - ①エレキギター、マイク、アンプ等電源を必要とする機材、大音量の打楽器や火気の使用は認められません。
  - ②駅構内であることから、駅利用者の通行を最優先し、支障がないように注意してください。
  - ③駅職員が演奏中止を求めた場合、ただちに演奏を中止し、駅職員の指示に従ってください。
- (13) 光熱費及び道路占用料については、交通局の負担とします。
- (14) 演奏者のチップ收受については、交通局は関与しません。
- (15) ゴミは駅で処理をすることができませんので、演奏活動者が別途ゴミを持ち帰りください。

#### 5 応募書類等

応募される方は、今後の活動計画その他の必要事項を記載した所定の申請書に、次のいずれかの関係資料を添えて、審査受験料（2,000円／事業協力費を含む）とともに期限内に持参により提出してください（代理の方による提出も構いません）。口頭や郵送、FAXや電子メールによる応募は一切受け付けませんので、ご承知ください。

- (1) これまでの活動内容や力量をアピールする資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、審査の参考になる資料  
（コンサートパンフ・チラシ、新聞記事等）

申請書様式は、こちらのURLからダウンロードのうえ、入力してください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000113801.html>

#### <応募期間>

平成24年2月1日（水）から平成24年2月29日（水）まで（必着）  
（土日祝日を除く午前9時から午後5時までに提出してください。）

#### <提出先>

〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12  
（地下鉄東西線「太秦天神川駅」下車すぐ サンサ右京5階）  
京都市交通局企画総務部企画課（担当：塩見，杉原） TEL 075-863-5068

#### <その他>

- （1）応募書類について記載不備や虚偽があった場合は、失格とします。
- （2）提出いただいた書類については返却しません。
- （3）本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。

## 6 演奏活動者の決定

審査委員会において審査を行ったうえで、演奏活動者を決定します。

審査に当たっては、提出いただいた書類とともに、オーディションにより決定します。

#### \* オーディション日時及び場所

- ・日時 平成24年3月9日（金） 時間は個別に別途通知します。
- ・場所 京都市交通局 3階 大会議室  
（地下鉄東西線 太秦天神川駅すぐ）
- ・備考 本事業に係る報道機関等の取材が入ることがあります。

演奏活動者は3月中に決定し、すべての申請者に対して結果を通知します。

## 7 注意事項

- （1）次のいずれかに該当すると認めるときは、演奏活動許可を取り消すことがあります。
  - ・申請内容に虚偽があったとき。
  - ・活動計画の内容を実施する見込みがないと認められるとき。
  - ・鉄道営業に支障をきたすと認められるとき。
  - ・その他交通局が演奏活動権の取消しが必要と認めるとき。
- （2）鉄道営業への支障をきたすことや、駅構内への入場許可条件に違反するなど、当方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償していただきます。